

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2016-28166(P2016-28166A)

【公開日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-012

【出願番号】特願2015-213363(P2015-213363)

【国際特許分類】

C 09 J 133/14 (2006.01)

C 09 J 133/02 (2006.01)

C 09 J 133/04 (2006.01)

C 09 J 11/06 (2006.01)

C 09 J 175/04 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

G 02 B 5/30 (2006.01)

【F I】

C 09 J 133/14

C 09 J 133/02

C 09 J 133/04

C 09 J 11/06

C 09 J 175/04

G 02 F 1/1335 5 1 0

G 02 B 5/30

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重合体を構成する単量体の合計が100重量部に対して、n-ブチルアクリレート80～97.8重量部；4-ヒドロキシブチル(メタ)アクリレート2.5～5.5重量部及びカルボキシル基含有単量体0.05～0.3重量部を重合単位で含み、重量平均分子量が70万～120万のアクリル重合体及び多官能性架橋剤を含み、

コーティング固体分が20重量%以上であり、架橋反応後のゲル分率が55%～85%である光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項2】

前記アクリル重合体は、重量平均分子量が70万～100万である、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項3】

前記カルボキシル基含有単量体が(メタ)アクリル酸、2-(メタ)アクリロイルオキシ酢酸、3-(メタ)アクリロイルオキシプロピオン酸、4-(メタ)アクリロイルオキシ酪酸、アクリル酸二量体、イタコン酸、マレイン酸またはマレイン酸無水物である、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項4】

前記多官能性架橋剤がイソシアネート架橋剤である、請求項1に記載の光学フィルム用

感圧粘着剤組成物。

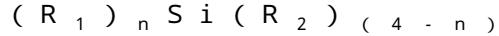
【請求項 5】

前記多官能性架橋剤は、アクリル重合体100重量部に対して0.01～5重量部で含まれる、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項 6】

下記化学式1または2で表されるシランカップリング剤をさらに含む、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物：

[化学式1]



[化学式2]



上記化学式1または2で、R₁は、ベータ-シアノアセチル基またはベータ-シアノアセチルアルキル基であり、R₃は、アセトアセチル基またはアセトアセチルアルキル基であり、R₂は、アルコキシ基であり、nは、1～3である。

【請求項 7】

前記シランカップリング剤は、アクリル重合体100重量部に対して0.01重量部～5重量部で含まれる、請求項6に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項 8】

前記コーティング固形分が25重量%以上である、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項 9】

架橋反応後のゲル分率が60～80重量%である、請求項1に記載の光学フィルム用感圧粘着剤組成物。

【請求項 10】

偏光フィルム；及び上記偏光フィルムの一面または両面に形成されており、偏光板を液晶パネルに付着するために使用され、且つ、請求項1に記載の感圧粘着剤組成物を含む粘着剤層を有する偏光板。

【請求項 11】

液晶パネルの一面または両面に付着している請求項10に記載の偏光板を含む液晶表示装置。